

令和5年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち
緊急時石油製品供給安定化対策事業」に係る運営業者の公募について
(緊急用発電機点検研修請負業者)

2023年4月4日
全国石油商業組合連合会
環境・安全対策グループ

令和5年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち緊急時石油製品供給安定化対策事業」に係る緊急用発電機点検研修を行う事業者を下記のとおり公募します。

記

1. 事業の目的

揮発油販売業者が災害時においても石油製品の安定供給を行うために、住民拠点SSに設置された緊急用発電機の点検研修を実施し、SSの災害対応能力強化を図ることを目的としています。

2. 事業内容

・緊急用発電機の点検研修

住民拠点SSに設置された緊急用発電機について、SS従業員等立会いのもと所定項目を点検しながら稼働手順等について研修を行います。

対象エリアは7都県(岩手・東京・和歌山・徳島・高知・熊本・宮崎)。点検研修後、「発電機点検表」を作成し、実績報告書(実施写真を含む)とともに提出。

※発電機に不具合がある場合は、正常な稼働が得られるように適切な指導を行うこと。

※【詳細は仕様書のとおり】P4参照

3. 公募事業の内容

2. の事業を1. の目的の通り遂行可能な請負業者を募集するものです。

4. 業務内容

- ①点検研修対象者との点検研修実施の日程調整
- ②発電機の点検方法及び稼働手順の指導
- ③所定の発電機点検表の作成・本会への提出(リスト添付)

5. 業務実施期間

運営業者決定日～2024年1月31日までとします。

発電機点検研修は原則全て2023年12月末までに完了し、2024年1月31日までに実施報告書の提出を完了させること。なお、この期日は不備の修正等も含めた期日とする。

6. 応募資格

- ①消防法及びその関係法令を熟知し、緊急用発電機の販売又はメンテナンス実績があること。
- ②点検研修対象者からの問い合わせに対して迅速に対応できる体制であること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること（事業終了後、概ね4ヶ月程度の費用立替ができること）。
- ④本会及びその関連団体で契約実績がある場合、当該契約期間中に重大な問題、または事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと。また、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- ⑤別紙「暴力団排除に関する誓約条項」(1)～(4)に該当しないこと。
- ⑥事業終了後、実績報告書を提出する際、再委託を行っている場合で、税込み100万円以上の取引の場合は、事業者名、契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を提出すること。（「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」については不要。また再々委託先については金額の記述は不要）

7. 募集期間

2023年4月4日（火）～2023年4月18日（火）17時

8. 応募に必要な書類（紙媒体ではなくデータにてメールで提出）

- (1) 請負業務に係る公募申請書
- (2) 定款（事業内容が確認できるもの）及び会社の概要が分かる書類（役員名簿、企業規模、本事業に従事できる社員数が確認できるもの）
- (3) 過去3年間の決算書 ※設立3年未満の会社又は団体は応募の対象外とする。
- (4) 実施計画書（点検研修の実施スケジュール及び実施体制を示したもの）
- (5) 見積書（自社見積書）
一部のみ入札することも可能。
7都県全て入札する場合は都県別の金額の内訳がわかるように見積を作成する。
- (6) その他補足資料

9. 採択件数

最大7社

10. 採択方法について

ご提出頂く見積書の金額とその他応募書類を基に採択する。

11. 採択結果の決定及び通知

- (1) 採択は2023年4月下旬を予定。
- (2) 採択の結果は申請者に対しEメールで通知する。

12. その他留意事項

契約にあたっては「暴力団排除に関する誓約条項」への誓約を求めます。

13. 提出書類の送付先及び問い合わせ先

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ 担当：江口

E-mail : eguchi@zensekiren.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

【仕様書：緊急用発電機の点検研修】

(1) 業務内容

①住民拠点SSとの点検研修実施の日程調整

本会が取りまとめた住民拠点SSにおける緊急用発電機設置リストに基づき、訪問先担当者へ連絡し、点検日時を調整する。

②発電機の点検方法及び稼働手順の指導

SS従業員等立ち合いのもと所定項目について点検を行うとともに、稼働手順を指導する。

③所定の発電機点検表の作成・本会提出（リスト添付）

点検結果に基づき、所定の「発電機点検表」を作成し、実施SS・実施日等をまとめたExcelデータとともに提出する。なお、この「発電機点検表」には写真を添付していただくが、その際に本会が指定した箇所の写真を必ず撮影すること。

また併せて実績報告書も作成・提出すること。

(2) 点検対象設備

下記(3)表の地域の住民拠点SSに設置された発電機。

(3) 入札の基準

- ・(1)の業務内容を完遂することを条件とする（但し、機器不良に伴う修理費は含まない）。
- ・下記①～⑦のエリアから選択して一部のみ入札することも可能。
- ・7都県全て入札する場合は都県別の金額の内訳がわかるように見積を作成すること。
- ・大型はディーゼル、小型はガソリン及びガス発電機として見積してください。
- ・別途配布する「別表発電機点検公募内訳」にある設置場所及び大型・小型の別を参考に単価を見積もること。
- ・各地、点検研修効率を考慮して単価に反映すること。
- ・離島地域の点検費用を単価に反映させること。
- ・見積書には、エリアと大型・小型の内訳を明記すること。

エリア	大型	小型
① 岩手	236 台	60 台
② 東京	307 台	77 台
③ 和歌山	103 台	43 台
④ 徳島	152 台	29 台
⑤ 高知	52 台	24 台
⑥ 熊本	306 台	23 台
⑦ 宮崎	163 台	41 台
合計	1,319 台	297 台

※実際の点検台数とは前後いたします

以上

暴力団排除に関する誓約条項

当社は、本契約を締結するに当たって、また、本業務の契約期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上